

健 発 0521 第 9 号
令 和 3 年 5 月 21 日

各

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナワクチン接種後の健康状況に係る調査に参加する者
に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）において実施を指示したところです。

今般、新型コロナワクチン接種後の健康状況に係る調査に参加する者に対する新型コロナワクチンの接種の考え方を整理しましたので、下記のとおりお示しします。

記

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に用いることとなったワクチンについて、国民に接種後の状況を情報提供するため、必要に応じ、厚生労働科学研究として、当該ワクチンを接種する者を対象に健康状況に係る調査を行い、その結果を公表している。当該調査の目的や必要性に鑑み、調査に参加する者に対して調査の実施にあたり必要な予防接種を行うことができること。